

職員の懲戒処分について

1 事案の概要

被処分者は、酒気を帯び、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、令和元年5月24日午前零時10分頃、市内道路において、普通乗用自動車を運転したとして、道路交通法第65条第1項及び同法第117条の2第1号により、同年8月19日に起訴された。なお、同人はこのときの運転により、物損事故を起こしている。

本日、この被告事件の初公判が行われ、証拠が示されるとともに、本人が罪状を認めたことから、地方公務員法の定めにより懲戒処分を行ったもの。

2 処分内容

免職

3 処分理由

地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反する行為であり、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当する。

（参考：地方公務員法第29条）

職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

4 処分年月日

令和元年10月9日

5 管理監督責任

福祉部長、社会福祉課長

上記2名の管理監督者については、訓告処分として、嚴重文書注意とする（同日付）。

6 再発防止策

全職員向けに、飲酒運転の根絶をはじめとした法令遵守及び服務規律の確保について通知するとともに、改めてコンプライアンス行動指針の再確認を行う。

また、前橋市コンプライアンス推進委員会を開催し、コンプライアンス行動指針について、飲酒に関する内容を中心に見直しを行うとともに、不祥事防止に向けた新たな取組を検討する。